

議案第 18 号

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
改正について

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例
第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次中「市川市介護老人保健施設ゆうゆう及び市川市柏井デイサービスセン
ターの利用」を「利用等」に改める。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 保健医療福祉センターが置かれる建物に民間事業者が開設する介護老人
保健施設において行われる介護老人保健施設事業、短期入所療養介護事業、
介護予防短期入所療養介護事業、通所リハビリテーション事業、介護予防
通所リハビリテーション事業その他第 1 条に規定する目的を達成するため
に必要な事業との連携に関すること。

第 3 条第 4 号を削る。

第 4 条の表市川市介護老人保健施設ゆうゆうの項を削る。

「第 3 章 市川市介護老人保健施設ゆうゆう及び市川市柏井デイサービスセ

ンターの利用」を「第3章 利用等」に改める。

第11条を次のように改める。

(利用することができる者の範囲)

第11条 市川市柏井デイサービスセンター（以下「柏井デイサービスセンター」という。）を利用することができる者は、市内に住所を有する居宅要介護被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下この条及び第17条第1項において同じ。）及びその家族並びに市長が特に必要と認める居宅要介護被保険者等及びその家族とする。

第12条第1項中「介護老人保健施設又は」及び「(以下「介護老人保健施設等」という。)」を削り、同条第2項中「介護老人保健施設等」を「柏井デイサービスセンター」に改める。

第14条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、「、利用時間」を削り、同項を同条第3項とする。

第15条第1項中「及び介護老人保健施設の通所に係る休所日」を削る。

第16条の見出し中「及び介護老人保健施設」を削り、同条第1項中「以下「受診者」を「第21条において「受診者」に改め、「及び第12条第1項の承認を受け、介護老人保健施設を利用する者（以下「介護老人保健施設の利用者」という。）」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 病院の個室を希望により使用する場合の使用料の額は、前項の規定により算出して得た額に、1床1日につき7,500円（市外居住者については、1床1日につき11,250円）に消費税等加算率を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。

第16条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「又は介護老人保健施設」を削り、同項を同条第4項とし、同条第7項を削る。

第17条第2項中「居宅サービス基準条例」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「介護老人保健施設等」を「柏井デイサービスセンター」に改め、同条第1号中「介護老人保健施設の利用者又は」を削り、「以下「介護老人保健施設の利用者等」を「次号及び第21条において「柏井デイサービスセンターの利用者」に改め、同条第2号中「介護老人保健施設の利用者等」を「柏井デイサービスセンターの利用者」に改め、同条第3号中「介護老人保健施設等」を「柏井デイサービスセンター」に改める。

第20条第1号中「以下」を「次号及び次条において」に改める。

第21条中「介護老人保健施設の利用者等」を「柏井デイサービスセンターの利用者」に改める。

第22条第2項中「以下」を「第4項において」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 指定管理者が行う柏井デイサービスセンターの管理の基準は、手続条例に定めるもののほか、第11条、第12条、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第3項、第17条並びに第19条に定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、「市長が必要と認めるときは、これらに規定する診療時間及び開所時間」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たときは、同項に規定する開所時間」と、第15条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、「市長が必要と認めるときは、これらに規定する休診日及び休所日」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たときは、同項に規定する休所日」と、第19条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

- 2 平成28年4月1日（以下「施行日」という。）前に改正前の第12条第1項の承認を受けて介護老人保健施設を利用した者に係る改正前の第16条第

1 項に規定する使用料及び同条第 7 項に規定する実費並びに施行日前に介護老人保健施設で診断書等の交付を受けた者に係る同条第 6 項に規定する手数料については、なお従前の例による。

(損害賠償に関する経過措置)

3 施行日前に介護老人保健施設の施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせた者については、改正前の第 2 1 条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(過料に関する経過措置)

4 施行日前にした行為及び附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

介護老人保健施設ゆうゆうについて、利用者サービスの向上と経営の効率化を図るため、民間事業者にその運営を引き継ぐことから、公の施設としての供用を廃止するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。